

山運輸第 26 号の 2
令和 7 年 4 月 18 日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長
(公 印 省 略)

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1 人 1 車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第 4 条第 1 項の許可の特例的な取扱いについて」に基づく参入枠の公示について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通達があったので、了知願います。

東自旅二第167号の2
令和7年4月16日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」に基づく参入枠の公示について

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに貴支局掲示板等適切な場所に掲示されたい。また、関係団体あて周知されたい。

公 示

公示第10号

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いに係る参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（令和4年3月30日付け国自旅第571号）に基づき、下記のとおり令和7年度の参入枠及び申請受付期間を公示する。

令和7年4月16日

東北運輸局長 川崎 博



記

1. 令和7年度における営業区域毎の参入枠

県名	交通圏	参入枠
青森	青森交通圏	2
	八戸交通圏	2
岩手	盛岡交通圏	0
宮城	仙台市	14
秋田	秋田交通圏	6
山形	山形交通圏	4
福島	福島交通圏	5
	郡山交通圏	0

※特例許可すべき申請数が上記参入枠を超過した場合は、くじ引きにより特例許可すべき者を決定することとする。

2. 申請受付期間

令和7年9月1日から令和7年9月30日まで

附 則

この公示は、令和7年4月16日から適用する。